

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第三十五号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二中「平成十八年三月奈良県条例第三十四号）附則第七条の規定による給料を」を「平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。第七条第三項において「平成二十七年改正条例」という。）附則第四条の規定による給料を」に、「平成十八年三月奈良県条例第三十四号）附則第七条の規定による給料の」を「平成二十七年三月奈良県条例第四十一号）附則第四条の規定による給料の」に改める。

第六条の二第三項の表第三項中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改める。

第七条第三項中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第三十四号。以下この項において「平成十八年改正条例」という。）附則第九条」を「平成二十七年改正条例附則第六条」に、「平成十八年改正条例による」を「平成二十七年改正条例による」に改める。

別表第一畜産技術センター研究開発第二課から上北山村立学校給食センターまでの項中「吉野土木事務所（上北・下北復旧復興課）」を「吉野土木事務所（工務第二課）」

に、	
「	
五條土木事務所（十津川復旧復興課）	吉野郡十津川村大字上野地
五條土木事務所（五條南・野迫川復旧復興課）	五條市大塔町辻堂
を	
「	

五條土木事務所（工務第二課）	吉野郡十津川村大字上野地
に改める。	

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四

項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則第八項中「附則第六項第五号又は第七号」を「附則第四項第五号又は第七号」に
改め、同項を附則第六項とする。

附則第九項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。